
農地集積

～ 経営体育成促進事業 ～

1 事業の概要

農業の国際化が加速的に進展する中で、特に農業構造の改善が遅れている土地利用型農業について担い手が地域農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、生産性向上を図るため、農地を集団化し担い手に集積を行い水田農業の基盤を整備する。

2 事業制度の概要

～ 「担い手育成農地集積事業」、「高度化支援型」・「面的集積型」・「一般型」 ～

「担い手育成農地集積事業」では、集積要件がある経営体育成基盤整備事業（ハード）の実施にあたり、農家負担額の5/6以内（ただし、事業費の10%以内）を限度として無利子資金を融資します。

平成18年度に創設された「高度化支援型」では、「高度な担い手＝高度経営体（品目別経営安定対策の対象者、または同等の規模要件を満たす者）」を育成することを目的とし、高度経営体への集積を推進します。平成19年度以降に採択を予定している地区は、「高度化支援型」となります。なお、「大規模経営体＝特定高度経営体（経営農用地10ha以上の個別農家または経営農用地25ha以上の法人・特定農業団体）」への農地の利用集積を推進するため、平成22年度に「特定高度経営体集積促進事業」を創設しました。

さらに、基盤整備を契機として、面的なまとまり（1ha以上のまとまり）を重視した担い手への農地の利用集積を推進するため、平成21年度に「面的集積型」を創設（ただし、平成23年度採択まで）しました。

ほか、平成18年度までに経営体育成基盤整備事業（ハード）が採択となった地区については、上記「高度化支援型」や「面的集積型」に取り組むことも出来ませんが、従来の「担い手」への集積に関する支援を、引き続き行うことも可としており、これを「一般型」といいます。

3 事業の目的

目 的	方 法
担い手(「高度な担い手＝高度経営体」を含む)への農地の利用集積	所有権の移転
	賃 借
	作業の受委託

4 事業の要件

●担い手の要件

次のいずれかの要件に当てはまる必要があります。

- 1) 認定農業者(農業生産法人を含む)
- 2) 認定農業者となることが確実と見込まれる、経営面積 3.5ha以上の農業者
- 3) 認定農業者となることが確実と見込まれる、構成員一人当たり経営面積 3.5ha以上の農業生産法人
- 4) 認定農業者となることが確実と見込まれる、オペレーター一人当たり経営面積 3.5ha以上の生産組織
- 5) 特定農業団体

●高度経営体の要件

担い手のうち、次のいずれかの要件に当てはまる必要があります。

- 1) 品目別経営安定対策の対象者
- 2) 一定規模(4ha)以上の経営面積を持ち、環境規範を遵守する認定農業者(農業生産法人を含む)
- 3) 市町村の策定する基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保し、環境規範を遵守する認定農業者
- 4) 一定規模(7ha、中山間地域にあつては 4ha)以上の経営面積を持つ特定農業団体

●経営面積増加要件

1)集積対象者(担い手)への農地集積(平成16年度より適用、面的集積型を除く)

・事業完了までに事業採択時の担い手農地利用集積率(シェア)を増加する

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①シェア20%未満 | → 30%以上へ |
| ②シェア20%以上～50%未満 | → 10%以上引き上げ |
| ③シェア50%以上～55%未満 | → 60%以上へ |
| ④シェア55%以上～90%未満 | → 5%以上引き上げ |
| ⑤シェア90%以上～95%未満 | → 95%以上へ |
| ⑥シェア95%以上 | → シェアを引き上げ |

2)集積対象者(担い手)への農地の面的集積(面的集積型)

・事業完了までに事業採択時の担い手農地の面的集積率(シェア)を増加する

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①シェア13%未満 | → 20%以上へ |
| ②シェア13%以上～35%未満 | → 7%以上引き上げ |
| ③シェア35%以上～38.5%未満 | → 42%以上へ |
| ④シェア38.5%以上～63%未満 | → 3.5%以上引き上げ |
| ⑤シェア63%以上～66.5%未満 | → 66.5%以上へ |
| ⑥シェア66.5%以上 | → シェアを引き上げ |

【平成15年度まで採択地区の要件】

・事業完了までに①及び②を満たすこと

- ①担い手農地利用集積増加率が20%以上
- ②担い手農地利用集積率(シェア)が25%以上

3) 認定農業者等の育成(平成16年度より適用、面的集積型を除く)

・事業の完了する以前において、次の①②のいずれかを満たすこと

①認定農業者数の全農家個数に占める割合が地域農業マスタープランに定める目標割合以上

②認定農業者数が事業採択時に比べ30%以上増加

※認定農業者数には、一定の要件を満たす集落営農組織を含む

5 事業の詳細

事業名	事業の概要	要件	交付対象	補助額		用途	負担割合	摘要
担い手育成 農地集積事業 (無利子融資)	事業の農家負担金を農林漁業金融公庫から借入するに際して無利子資金を融資します。	上記の事業要件を満たすこと。	(地元負担金の借入団体)	農家負担額の5/6以内 (ただし、事業費の10%以内)を限度として無利子資金を融資します。			国100 利子補給	事業完了時において、要件が達成できなければその時点から有利子となります。
高度化支援型 :調査・調整事業 (土地改良区等へ集積の活動支援)	土地改良区等が行う土地利用調整活動を支援します。	経営体育成基盤整備事業を実施しようとする地区及び実施している地区。	事業の負担団体 (市町村) (土地改良区等)	受益面積に応じて交付します。 面積 金額 60ha未満 1,500千円 60ha以上 200ha未満 2,000千円 200ha以上 4,000千円		土地利用調整活動の経費に使用します。	国50 県50	ハード事業採択2年前から事業完了まで実施できることになっています。 ハード事業採択前の2ヶ年分は採択年度に交付します。
高度化支援型 :高度経営体 集積促進事業	高度経営体への利用権等の設定に応じた促進費を交付します。	契約残年数3年以上の高度経営体集積向上率が一定割合以上であること。	事業の負担団体 (市町村) (土地改良区等)	高度経営体集積向上率	交付割合	促進費として交付され、事業の農家負担軽減にのみ使用できます。	国50 県50	※平成18年度に創設 平成18年度までに既に採択となった地区においても実施可 (従来制度で既に交付を受けている地区を除く)
高度化支援型 :特定高度経営体 集積促進事業	特定高度経営体への利用権等の設定に応じた促進費を交付します。	契約残年数3年以上の特定高度経営体集積率が一定割合以上であること。	事業の負担団体 (市町村) (土地改良区等)	特定高度経営体集積率	交付割合	促進費として交付され、事業の農家負担軽減にのみ使用できます。	国50 県50	※平成22年度に創設
高度化支援型 :高度経営体面的 集積促進事業	高度経営体への利用権等の設定に応じた促進費を交付します。	契約残年数3年以上の高度経営体面的集積向上率が一定割合以上であること。	事業の負担団体 (市町村) (土地改良区等)	高度経営体面的集積向上率	交付割合	促進費として交付され、事業の農家負担軽減にのみ使用できます。	国50 県50	※平成21年度に創設
一般型 :促進費交付支援	担い手への利用権等の設定に応じた促進費を交付します。	①契約残年数4年以上の利用権等設定率が一定割合以上であること。 ②連担化集積率が一定割合以上であること。	事業の負担団体 (市町村) (土地改良区等)	①利用権等設定率	交付割合			
				40%以上	2.50%			
				②連担化集積率				
				30%以上	1.00%			
				40%以上	1.10%			
				45%以上	1.20%			
				50%以上	1.30%			
				55%以上	1.40%			
				60%以上	1.50%			